

主要な論点

① 労働者健康福祉機構など、他の機関と統合すべきでないか。

(参考 1)

現在凍結されている『独立行政法人整理合理化計画』(平成 19 年 12 月 24 日) では、

「労働安全衛生に係る研究業務等の一層の効率化を図る観点から、独立行政法人労働者健康福祉機構と統合する。」

こととされている。

(参考 2)

厚生労働省所管の研究開発機関

施設等機関（直轄）	独立行政法人
・国立感染症研究所	・医薬基盤研究所
・国立医薬品食品衛生研究所	・国立健康・栄養研究所
・国立保健医療科学院	

② 労働安全衛生研究は、独立行政法人である当該法人が行う必要があるのか。大学等への委託方式をとることができないか。

(参考)

- 第三次産業の小規模事業所における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究
- 先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究
- 過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究

《共通事項（全法人）》

- 当該法人の事務・事業に対する運営費交付金、補助金等の国からの財政支出が適正な額であるか。事務・事業の実施に当たって冗費（ムダ）はないか。
- 当該法人の組織は、当該法人の事務・事業を実施するために適切な体制であるか。とくに、管理部門の体制は過大となっていないか。

(参考)

ラスパイレス指数：95.1（平成20年度、対国家公務員・事務職）

92.2（平成20年度、対国家公務員・研究職）

常勤役員に占める厚生労働省出身者：0／4

職員数：107人（清瀬市（本部）51人、川崎市（登戸地区）56人）

うち、管理部門17人（清瀬：13人、登戸：4人。全て現役出向者）

- 不必要な余剰資産などを抱えていないか。不要なものは整理すべき。

(参考)

（億円）

現預金	有価証券	土地・建物	その他	計
9	0	104	0	113

《労働安全衛生研究》

- 労働安全衛生研究については、独立行政法人である当該法人が行う必要があるのか。大学等への委託方式をとることができないか。

(参考) 主な研究課題

- ・ 第三次産業の小規模事業所における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究
- ・ 先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究
- ・ 過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究

(次ページに続く)

- 研究所が行っている労働安全衛生研究は、国の政策の企画立案に役立っているのか、具体的に説明すべき。

(参考)

主な業務	コスト(国からの財政支出)	主な成果物(平成20年度)
労働安全衛生研究	27.0億円	<ul style="list-style-type: none"> ・研究所の研究成果を反映した法令改正、通達等 10件 ・講演・口頭発表等 369件 ・論文発表等 347報 ・ISOやJIS等の基準制定等への参画 61件

- 独立行政法人労働者健康福祉機構と統合する場合、どのような組織のスリム化、国からの財政支出の縮減及び研究面での相乗効果(シナジー効果)が見込まれるのか。また、他の研究開発機関と統合することはできないか。

(参考1)

組織体制：常勤役員4人、職員107人(平成22年度)

財政支出：23億円(平成22年度)

(参考2)

厚生労働省所管の研究開発機関

施設等機関(直轄)	独立行政法人
<ul style="list-style-type: none"> ・国立感染症研究所 ・国立医薬品食品衛生研究所 ・国立保健医療科学院 	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬基盤研究所 ・国立健康・栄養研究所

- 災害調査等は行政の推進に役に立っているのか。また、効果的・効率的に行われているか。

(参考)

主な業務	コスト(国からの財政支出)	主な成果物(平成20年度)
災害調査等	0.4億円	<ul style="list-style-type: none"> ・災害調査 14件 ・鑑定・鑑別等 21件

※ 災害調査等に従事する研究員等の人員費は、労働安全衛生研究に一括計上。

(次ページに続く)

○ 成果の普及は効果的・効率的に行われているか。

(参考)

主な業務	コスト（国からの財政支出）	主な成果物（平成 20 年度）
成果普及	0.2 億円	<ul style="list-style-type: none">・安全衛生技術講演会（3回）・労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム（1回）・特別研究報告（3報）・工場電気設備防爆指針・ホームページアクセス数 340 万件

※ 成果普及等に従事する研究員等の人事費は、労働安全衛生研究に一括計上。